

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 1 2 月 2 5 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 33 号

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例

瀬戸市市税条例（昭和 40 年瀬戸市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）</u></p> <p><u>第 4 条の 2 法第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、その猶予をする期間内において、その猶予に係る金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させるものとする。この場合においては、分割して納付し、又は納入すべき徴収金の各納期限及びその納期限ごとの分納金額を定めるものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第 4 項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</u></p>	

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第4条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

(4) 当該猶予を受けようとする期間

(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）

(6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する
条例で定める書類は、第2項第2号から第4号
までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定め
る事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収
金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付
し、又は納入することができないやむを得な
い理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定め
る書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定め
る期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第4条の4 法第15条の5第2項において読み
替えて準用する法第15条第3項及び第5項に
規定する条例で定める方法は、その猶予に係る
金額をその猶予をする期間内の各月（市長がや
むを得ない事情があると認めるときは、その期
間内の市長が指定する月）に分割して納付し、
又は納入させるものとする。この場合において
は、滞納者の財産の状況その他の事情からみ
て、その猶予をする期間内の各月に納付又は納
入させる金額が、それぞれの月において合理的
かつ妥当なものとなるようにしなければならない。

2 第4条の2第2項から第4項までの規定は、
法第15条の5第2項において読み替えて準用
する法第15条第3項又は第5項の規定によ
り、分割して納付し、又は納入させる場合につ
いて準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定

する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第4条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第4条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。この場合においては、滞納者の財産の状況その他の事情からみて、その猶予をする期間内の各月に納付又は納入させる金額が、それぞれにおいて合理的かつ妥当なものとなるようにしなければならない。

3 第4条の2第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第4条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第4条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第4条の3第1項第6号に掲げる事項

(2) 第4条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項前段に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がある場合)

第4条の6 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

(市民税の申告)

第19条 <省略>

2から6まで <省略>

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第10条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この節において同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(市民税の申告)

第19条 <省略>

2から6まで <省略>

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第10条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(市民税の減免)

第31条 <省略>

2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、市長の定める期日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

(2) <省略>

(3) <省略>

3 <省略>

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第36条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この節において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この節において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)から(4)まで <省略>

(市民税の減免)

第31条 <省略>

2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、市長の定める期日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) <省略>

(2) <省略>

3 <省略>

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第36条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)から(4)まで <省略>

2 <省略>

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第36条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地（以下「共用土地」という。）で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者（以下「共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)から(5)まで <省略>

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第43条の3において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第43条の3において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第43条の3において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第43条の3において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の

2 <省略>

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第36条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地（以下「共用土地」という。）で同条第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者（以下「共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)から(5)まで <省略>

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第43条の3において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第43条の3において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第43条の3において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第43条の3において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の

翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)から(6)まで <省略>

3及び4 <省略>

(固定資産税の減免)

第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1)から(3)まで <省略>

2 <省略>

3 前2項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、その事由が発生した日から30日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)から(5)まで <省略>

4 <省略>

(住宅用地の申告)

第43条の2 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当

翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)から(6)まで <省略>

3及び4 <省略>

(固定資産税の減免)

第41条 市長は、次の各号の1に該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1)から(3)まで <省略>

2 <省略>

3 前2項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、その事由が発生した日から30日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所および氏名または名称

(2)から(5)まで <省略>

4 <省略>

第43条の2 住宅用地の所有者は、当該年度に係る賦課期日現在における当該住宅用地について、その所在および面積、その上に存する家屋の床面積および用途、その上に存する住居の数

該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 住宅用地の所在及び地積

(3) 住宅用地の上に存する家屋の所在、所有者、家屋番号、種類、構造、用途、床面積、居住の用に供する部分の床面積及び居住の用に供した年月日並びにその上に存する住居の数（法第349条の3の2第2項に規定する住居の数をいう。）

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者は、その旨市長に申告しなければならない。

(被災住宅用地の申告)

第43条の3 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌

その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を1月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、当該年度の前年度に係る賦課期日における当該住宅用地の所有者が引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。

2 当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している者は、その旨を記載した申告書を1月31日までに市長に提出しなければならない。

(被災住宅用地の申告)

第43条の3 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌

年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)から(6)まで <省略>

2 <省略>

(軽自動車税の減免)

第58条 <省略>

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対し、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。

(1) <省略>

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番

年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)から(6)まで <省略>

2 <省略>

(軽自動車税の減免)

第58条 <省略>

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対し、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。

(1) <省略>

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は氏名若しくは名称

号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

(3)から(8)まで <省略>

3 <省略>

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第59条 <省略>

2 前項第1号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者

(3)から(8)まで <省略>

3 <省略>

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第59条 <省略>

2 前項第1号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の住所及び氏名並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関

<p>等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(2)から(6)まで <省略></p> <p>3 第1項第2号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、市長に対し、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第58条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 <省略></p> <p>(鉦産税の申告納付)</p> <p>第75条 鉦産税の納税義務者は、毎月1日から末日までの間において掘採した鉦物について、次に掲げる事項を、翌月10日から末日の間において市長に申告するとともに申告した税金を納付しなければならない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</u></p> <p>(3)から(6)まで <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第89条の2 <省略></p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けよう</p>	<p>係</p> <p>(2)から(6)まで <省略></p> <p>3 第1項第2号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、市長に対し、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第58条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 <省略></p> <p>(鉦産税の申告納付)</p> <p>第75条 鉦産税の納税義務者は、毎月1日から末日までの間において掘採した鉦物について、次に掲げる事項を、翌月10日から末日の間において市長に申告するとともに申告した税金を納付しなければならない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 氏名又は名称</p> <p>(3)から(6)まで <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第89条の2 <省略></p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその減</p>
--	---

とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)及び(3) <省略>

3 <省略>

附 則

（耐震改修等に対する固定資産税の軽減の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第1条の3 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)から(6)まで <省略>

免を受けようとする事由を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)及び(3) <省略>

3 <省略>

附 則

（耐震改修等に対する固定資産税の軽減の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第1条の3 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)から(6)まで <省略>

2 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)から(7)まで <省略>

3 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)から(6)まで <省略>

4 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐

2 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)から(7)まで <省略>

3 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)から(6)まで <省略>

4 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐

震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)から(6)まで <省略>

（宅地化農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の納税義務の免除等）

第3条の7 <省略>

2 法附則第29条の5第2項の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第8条の3第2項第1号に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)から(4)まで <省略>

3 法附則第29条の5第3項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第2号に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)から(4)まで <省略>

4 法附則第29条の5第5項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8

震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)から(6)まで <省略>

（宅地化農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の納税義務の免除等）

第3条の7 <省略>

2 法附則第29条の5第2項の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第8条の3第2項第1号に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所及び氏名

(2)から(4)まで <省略>

3 法附則第29条の5第3項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第2号に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所及び氏名

(2)から(4)まで <省略>

4 法附則第29条の5第5項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8

<p>条の3第2項第3号に掲げる書類を添付してし なければならぬ。</p> <p>(1) 所有者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号</u> <u>又は法人番号（個人番号又は法人番号を有し ない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)から(4)まで <省略></p>	<p>条の3第2項第3号に掲げる書類を添付してし なければならぬ。</p> <p>(1) 所有者の住所及び氏名</p> <p>(2)から(4)まで <省略></p>
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第19条、第31条、第36条の2、第36条の3、第41条、第43条の2、第43条の3、第58条、第59条、第75条及び第89条の2並びに附則第1条の3及び第3条の7の改正規定並びに次条及び附則第3条から第7条までの規定は、平成28年1月1日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の瀬戸市市税条例（以下「新条例」という。）第4条の2、第4条の3及び第4条の6（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「平成28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条本文に規定する施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される平成28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の

規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第4条の4及び第4条の6（平成28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた平成28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第4条の5及び第4条の6（平成28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第19条第7項の規定は、附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に行われる新条例第19条第7項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の瀬戸市市税条例（以下「旧条例」という。）第19条第7項の規定による申告については、なお従前の例による。

2 新条例第31条第2項第1号の規定は、一部施行日以後に提出する申請書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第36条の2第1項第1号、第36条の3第1項第1号及び第2項第1号、第41条第3項第1号、第43条の2第1項及び第43条の3第1項第1号並びに附則第1条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号、附則第3条の7第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号の規定は、一部施行日以後に提出する新条例第36条の2第1項並びに第36条の3第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第41条第3項並びに附則第3条の7第3項及び第4項

に規定する申請書又は新条例第43条の2第1項及び第43条の3第1項並びに附則第1条の3各項、附則第3条の7第2項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第36条の2第1項並びに第36条の3第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第41条第3項並びに附則第3条の7第3項及び第4項に規定する申請書又は旧条例第43条の2第1項及び第43条の3第1項並びに附則第1条の3各項、附則第3条の7第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第58条第2項第2号及び第59条第2項第1号の規定は、一部施行日以後に提出する新条例第58条第2項及び第59条第2項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第58条第2項及び第59条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(鉱産税に関する経過措置)

第6条 新条例第75条第1項第2号の規定は、一部施行日以後に行われる新条例第75条第1項に規定する申告について適用し、同日前に行われる旧条例第75条第1項に規定する申告については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第7条 新条例第89条の2第2項第1号の規定は、一部施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条の2第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。